

上牧町企業版ふるさと納税実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき認定された地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 町の区域内に主たる事務所又は事業所が存在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、上牧町企業版ふるさと納税寄附申出書（第1号様式）により町長に申し出るものとする。

(寄附金の受領等)

第4条 町長は、前条の規定により寄附の申出を受けたときは、寄附金を受領するものとする。ただし、次に掲げる場合は、町長は寄附金の受領を拒否し、又は既に寄附金を受領した場合にあっては、寄附を受けた寄附対象法人（以下「寄附法人」という。）に当該寄附金を返還することができる。

- (1) 寄附金の受領が公の秩序又は善良な風俗に反するものと認められるとき。
 - (2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により寄附金の受領を決定するときは、寄附対象事業の事業費の確定前にあっては計画に記載された寄附の金額の目安の範囲内で、寄附対象事業の事業費の確定後にあっては事業費の範囲内で受領する金額の決定をするものとする。
- 3 町長は、前2項の規定により寄附を受領することを決定したときは、上牧町企業版ふるさと納税寄附受領決定通知書（第2号様式）により当該寄附対象法人に通知するものとする。
- 4 町長は第1項の規定により寄附金を受領しないことを決定したときは、上牧町企業版ふるさと納税寄附不受領決定通知書（第3号様式）により当該寄附対象法人に通知するものとする。

(受領証の交付)

第5条 町長は、寄附金を受領したときは、寄附法人に対し、受領証（第4号様式）を交付するものとする。

（寄附対象事業の事業費報告）

第6条 町長は、寄附対象事業の事業費の報告を、寄附対象事業が完了した日から起算して30日以内に、上牧町企業版ふるさと納税事業費確定報告書（様式第5号）により寄附法人に行うものとする。

2 町長は、寄附対象事業の事業費の確定後に寄附金を受領したときは、前項に規定する報告を、寄附金の受領の日から起算して30日以内に行うものとする。

（寄附金台帳の作成）

第7条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、上牧町企業版ふるさと納税寄附金台帳（第6号様式）を作成するものとする。

（公表）

第8条 町長は、寄附法人の名称、寄附金額等について、広報誌又はホームページに掲載する方法により公表するものとする。ただし、寄附法人の了承が得られない場合は、この限りではない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。